

「本のフリマ」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古郡リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）において常設型のフリーマーケット「本のフリマ」を開催することにより、不用となった本をごみとせず、再利用による有効活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不用品」とは、住民の日常生活において、一度使用され、又は使用されずに不用となった品のうち、再使用できるものをいう。

(出店資格)

第3条 出店資格は次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 加古郡稲美町、播磨町、加古川市及び高砂市に居住している者であること
- (2) 18歳以上の者であること
- (3) 業としての販売を行う者でないこと（仕入を行い、販売する行為など）
- (4) 本要綱に定める事項及びプラザが定める注意事項を遵守すること

(出店期間)

第4条 出店期間は別途プラザが定めた年間予定表による。

(出店料)

第5条 出店料は、一期間で一区画100円とし、出店までに現金で徴収する。

(出店区画)

第6条 出店区画は原則 高さ37センチメートル×幅89センチメートル×奥行22センチメートルとする。

(出店者の決定)

第7条 出店者は、一般公募で決定するものとする。

- 2 出店希望者が募集数を超えるときは、二期連続で出店しようとする者を除外して、なお希望者が募集数を超えるときは、プラザ職員が2名以上で行う抽選により決定する。
- 3 プラザは出店者が決定した場合、速やかに出店希望者へその結果及び出店の注意事項について通知するものとする。
- 4 出店者が決定した出店を辞退しようとするときは、速やかにプラザへ申し出なければならない。なお、既に徴収した出店料は返金しないものとする。また、無断で出店を辞退した者は、次回以降の出店者決定に係る抽選の対象外とすることができる。

(販売品目)

第8条 販売できるものは家庭から出る本、絵本、漫画、雑誌とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、陳列及び販売することはできない。

- (1) 公序良俗に反するもの（差別、犯罪を助長するおそれのあるものやアダルト関連）
- (2) その他プラザが不適切と判断したもの

(販売品の陳列)

第9条 販売品の陳列は、プラザの指定する期間にプラザの指定する方法で行う。

(販売品の撤去)

第10条 販売品の撤去は、プラザの指定する期間内に行う。なお、当該期間内に撤去されない場合は、その権利を放棄したものとしプラザで処分するものとする。

(売上の清算)

第11条 売上の清算は出店期間終了後、プラザの指定する期間内に行う。なお、当該期間内に受領しない場合は、「本のフリマ」に係る維持活動費として使用するものとする。

(その他)

第12条 販売品に関する苦情については当事者間の問題とし、プラザは一切の責任を負わない。

2 万が一盗難及び破損等が発生した場合でも、プラザは責任を負わないものとする。

3 本要綱に定める事項及びプラザが定める注意事項を厳守できない場合や、他の出店者、来館者への迷惑行為等においてプラザの指示に従わない場合は、出店期間中であっても販売を中止し、以降の出店を断るものとする。なお、出店期間中に販売中止となった場合でも、出店料の返金を行わない。

4 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、出店者とプラザの協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は令和7年11月5日から施行する。